

第6回精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会における主要論点
(複数業務要因災害における精神障害の認定について)

(前提)

「複数業務要因災害に関する保険給付」からは、「業務災害に関する保険給付」が除かれているところであり、実際の労災請求事案の審査に当たっては、まず、業務災害に該当するか否かを判断した上で、これに該当しない場合に、複数業務要因災害として労災保険給付の対象となるか否かを判断していくこととなる。

1 認定基準の適用について

複数業務要因災害についても、「心理的負荷による精神障害の認定基準」(平成23年12月26日付け基発1226第1号別添。以下「認定基準」という。)に基づき、心理的負荷を評価した上で、労災保険給付の対象となるか否かを判断することによいか。

(認定要件)

- 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- 当該精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

- ・ 精神医学における精神障害の原因の判断に関する知見を踏まえ、複数業務要因災害においても、「業務」を「複数業務」と読み替えた上で、認定要件は上記のとおりと考えることによいか。
- ・ 当該知見を踏まえ、心理的負荷の強度としては、単一事業場で心理的負荷を受けた場合と、(事業主が同一人でない)異なる事業場で心理的負荷を受けた場合で異なることはなく、複数業務による心理的負荷についても、認定基準に基づき、その強度を評価することによいか。

2 複数業務による心理的負荷の評価(認定基準の運用)について

複数業務要因災害について、認定基準に基づき、これに該当するか否かを判断するに当たり、次のような点について、専門家の意見を踏まえて運用することが必要ではないか。

なお、単独の事業場においては業務による強い心理的負荷は認められなかったことを前提とする。

(1) 労働時間、労働日数に基づき心理的負荷を評価する場合の評価方法について、以下のように、異なる事業場における労働時間を通算して評価することによいか。

(総合評価における「恒常的長時間労働」の取扱い)

- ・ 異なる事業場における労働時間を通算し、週 40 時間を超える労働時間数を時間外労働として評価した上で、総合評価における共通事項にいう「恒常的長時間労働が認められる場合」か否かを判断する。

(労働時間が主たる内容となる特別な出来事、具体的出来事の取扱い)

- ・ 異なる事業場における労働時間を通算し、週 40 時間を超える労働時間数を時間外労働として評価した上で、特別な出来事の「極度の長時間労働」又は具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」、「1か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」への当てはめを検討する。

(労働日数が主たる内容となる具体的出来事の取扱い)

- ・ 異なる事業場における労働日を通算し、具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」への当てはめを検討する。

(2) 異なる事業場における業務による出来事を以下のように評価することによいか。

- ・ 異なる事業場における業務による出来事に類似性がない場合(異なる「具体的出来事」に当てはめ評価する場合)、それぞれの事業場における業務による出来事を、それぞれ心理的負荷評価表の具体的出来事に当てはめ、その心理的負荷の強度を評価した上で、それらの出来事の数、各出来事の内容、各出来事の時間的な近接の程度を基に、その全体的な心理的負荷を評価する。

〔 A事業場の具体的出来事 a (心理的負荷「中」又は「弱」と
B事業場の具体的出来事 b (心理的負荷「中」又は「弱」)の全体評価 〕

- ・ 異なる事業場における業務による出来事に類似性がある場合(同一の「具体的出来事」に当てはめ評価する場合)、一つの具体的出来事として、心理的負荷評価表に示された具体例に合致する場合はその強度で評価し、合致しない場合は「心理的負荷の総合評価の視点」及び「総合評価における共通事項」に基づき総合評価する。

〔 全体を、具体的出来事 a として総合評価 (心理的負荷「強」、「中」又は「弱」) 〕